口座番号加入者名	口座番号加入者名	口座番号加入者名
900990-0-960164 豊中市会計管理者	90990-0-960164 豊中市会計管理者	90990-0-960164 豊中市会計管理者
所在地及び法人名	所在地及び法人名	所在地及び法人名
<b>人</b>	i   !	i
年 度 処理事項 法 人 番 号 期別 納法 延長	年 度 処理事項 法 人 番 号 期別 納法 延長	年 度 処理事項 法 人 番 号 期別 納法 延長
0 2	0 2	0 2
事業年度又は連結事業年度 申 告 区 分	事業年度又は連結事業年度 申 告 区 分	事業年度又は連結事業年度 申 告 区 分
か ま で ( )	h s	か ま ( )
法人税割額01 百 + 億 千 百 + 万 千 百 + 円	法人税割額01 百十億千百十万千百十円	法 人 税 割 額 01 百 + 億 千 百 + 万 千 百 + 円
均 等 割 額 02	均 等 割 額 02	均 等 割 額 02
延 滞 金 03	延 滞 金 03	延 滞 金 03
04	04	04
合 計 額 05	合 計 額 05	合 計 額 05
納期限令和年月日 [領]	納 期 限 令和 年 月 日 簡	割 期 限 令和 年 月 日 <sup>領</sup>
口収		上記のとおり領収しました。
日 計 円	機関本店または取り	豊中市公金取扱金融機関
I	まとめ店 取りまとめ 金 融 機	または豊中市出納員
上記のとおり納付します。 付   (金融機関保管) 印	*** 「	ただし、小切手の場合は交換決済 が終った後でなければ本領収証書 の効力がありません。
	上記のとおり通知します。	◎領収証書は大切に保存してください。 (納税者保管)
	(豊中市保管)	<u> </u>

納期限を過ぎると、その翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、税額に各年の延滞金特例基準割合(租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合に年1%の割合を加算した割合)に年7.3%の割合を加算した割合か、年14.6%の割合のいずれか少ない割合(納期限の翌日から1か月を経過するまでの期間につきましては、延滞金特例基準割合に年1%の割合を加算した割合か、年7.3%の割合のいずれか少ない割合)を乗じて計算した額の延滞金を加算して納付していただきます。

ただし、平成 2 5年 1 2月 3 1日以前の期間につきましては、納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、税額に年 1 4.6%の割合〔納期限の翌日から 1 か月を経過する日までの期間につきましては、年 7 3%の割合〔当該期間のうち平成 1 2年 1 月日以後の期間につきましては、前年の 1 1月末日の日本銀行法第 1 5条第 1 項第 1 号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年 1 4%の割合を加算した割合か、年 1 7.3%の割合のいずれか少ない割合)〕を乗じて計算した額の延滞金を加算して納付していただきます。

- ○領収証書は大切に保管してください。
- ○納税証明書が必要な場合は、領収証書をご持参ください。
- ○納付相談は債権管理課へご連絡ください。
- ○納期限までに下記の場所にて納付してください
- ○eLTAXの地方税共通納税システムでも納付いただけます。

## 納付場所

池田泉州銀行 大阪信用金庫 近畿産業信用組合

関西みらい銀行 大阪シティ信用金庫 のぞみ信用組合

京 都 銀 行 大阪商工信用金庫 大阪北部農業協同組合

滋賀銀行北おおさか信用金庫 (2025年4月2日現在)

三井住友銀行京都信用金庫

りそな銀行近畿労働金庫

尼崎信用金庫 大阪協栄信用組合 ※一部、窓口収納業務の取扱がない場合があります。

大阪府、京都府、兵庫県、奈良県、滋賀県及び和歌山県に所在するゆうちょ銀 行・郵便局

豊中市役所(指定金融機関派出所) 庄内出張所

新千里出張所

◆課税内容について 市民税課 電話06 (6858) 2154

◆納期限が過ぎた場合について 債権管理課 電話06 (6858) 2161